

ID: 144

担当部署: 環境課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	エコ・ハウスたかねざわ設置及び管理に関する条例 第5条第1項(第7条第2項及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成15年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第5条 エコ・ハウスを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、エコ・ハウスの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。 (利用の制限)</p> <p>第6条 町長は、エコ・ハウスの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、エコ・ハウスの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) エコ・ハウスの施設若しくはその付属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) その他エコ・ハウスの管理運営上支障があると認められるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日